

Title	明治10年代における養蚕・製糸村落の構造
Sub Title	A structure of silk manufacture village in the early Meiji era
Author	高山, 隆三
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1970
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.63, No.7 (1970. 7) ,p.597(71)- 607(81)
JaLC DOI	10.14991/001.19700701-0071
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19700701-0071">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19700701-0071</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一方方程式モデルが果して転嫁分析にとって最善の接近法であるか否かについて検討を加えねばならないはずである。時系列分析に代えてクロス・セクション分析を選ぶこともできるし、事実キルバトリックはその方向に向って転嫁実証分析の局面を新たに打開してゆくことに努めた。この方向性はこんごと吟味するに値

いし。また単一方程式モデルも連立方程式モデルに拡張する方向が残されており、理論モデルとの関連ではそれは最も望ましい接近法と評価できるし早急に検討されてしかるべきであろう。もっとも、推定法の上で連立方程式モデルはより複雑な問題を提起することも考慮に入れねばなるまい。

明治 10 年代における

## 養蚕・製糸村落の構造

高山 隆三

### は し が き

本稿は「明治 10 年代における製糸資本の生成と村落構造の変化」(『三田学会雑誌』62 卷 1 号・4 号・6 号) に続くものである。前稿では、製糸資本の生成過程、製糸女工の流出基盤、製糸資本と女工・養蚕農家の労働力・繭販売関係を明らかにすることに力点がおかれ、製糸資本が生成し、養蚕業が発展してくる村落の経済的・社会的・政治的構造そのものの検討は果されてはなかった。本稿は、製糸マニファクチャーを簇生させ、女工を排出し、原料繭を供給する農家によって構成される南真志野(現長野県諏訪市湖南区南真志野)の明治 10 年代における村落構造を明らかにしようとするものである。その場合問題となるのは次のことである。

すでに前稿において、明治 10 年代の南真志野では、製糸マニファクチャーと女工・養蚕農家との労働力・原料繭の購販売関係が「自由」であったことが製糸家関初平家の「大宝恵」によって明らかにされた。すなわち労働力の異動は激しく、小作関係・マキ関係は労働力確保の強い絆とはなっておらず、労働力の異動に関しては、製糸資本の側からも制限が加えられていなかったし、また繭の購販売についても労働力と同様であった。しかしこの「自由」がどのような村落構造のもとで現象したものであるかが問題とされるべきであろう。すなわち、村落を構成する農家がどのような共同体的諸関係の中にあつて、その規制はいかなるものであったかが明らかにされなければならないであろう。すなわち、この商品の自由な購販売関係が自立した小商品生産者を基礎としたものでなかったとするならば、購販売関係の「自由」という現象のもつ意味も異ならざるをえないであろう。

第二に第一と関連することであるが、製糸マニファクチャーそのものの性格の問題である。製糸マニファクチャーが形成されてくるとき、村落の共同体的諸関係を所与の条件としているとすれば、それがどのような作用をもつものであるかの問題である。製糸マニファクチャーとしての南真志野の関初平は南真志野村落の構成員として、農業経営上、生活上何らかの村落の規制を蒙らざるを得ず、共同体的諸関係を所与とすれば、それを自ら担った製糸マニファクチャーという性格をもたざるをえなかったであろう。

製糸資本の生成展開は、それを軸として、村落経済構造を編成替えてゆく。村落自治組織としての共同体的諸関係・秩序も繭商品生産の展開と製糸業への労働力販売による明治前期における農家経済再生産構造の変化・農民層の分化・分解によって再編成過程をたどることになるということは一般的にいいうるのである。またこの過程は、明治政府の村落に対する法秩序の展開と統一された過程である。しかし、本稿では、国家の村落、市町村政策の展開、あるいは、その南真志野村落自治組織との関係を対象とするものではなく、さしあたって、村落構造自体の把握に力点を置くものである。

本稿で用いた基本資料は明治 12 年より 18 年の「原件三 伍長惣代日誌」(南真志野、原弘也氏所蔵)、関初平「伍長惣代日誌」明治 12 年、13 年、16 年、17 年、18 年、21 年(南真志野、関幸作氏所蔵)であり、他に南真志野郷蔵所蔵の文書(主として共有山関係)である。

村落構造の基底をなす南真志野村落の所有財産を先

ず明らかにしてゆこう。明治34年8月に南真志野惣代より湖南村長宛に提出された「区會開設願」(諏訪市湖南区南真志野、郷蔵所蔵)に添えられている「財産目録」によると第1表のごとく、南真志野は上伊那郡箕輪村長岡外12~3区とともに「外山」といわれる2739町歩におよぶ広大な山林を共有し、かつ南真志野村落単独で27町歩の内山を所有している。この財産のうち外山

第1表 南真志野・所有財産(明治34年8月)

地目	筆数	面積(町反)	積歩
畑	7	1 1 5	14
宅地	2		22
原野	38	3 6	18
山林(内山)	15	27 9	17
雑種地	4		6 00
共有林(外山)	26	2738 6	6 00
墓地	4	1 0	0 25
建家1ヶ所			16.5坪
土蔵1ヶ所			4.0坪

「南真志野財産目録」(諏訪市湖南区南真志野、郷蔵所蔵)より作成。

については明治11年官有に編入されて以来の「民地引直シ」運動の結果明治27年に民有に引直されるのであるが、基本的には幕末・明治初年に支配・所有していた財産とは変りないものとみることができよう。南真志野の広大な共有山林は、村落共同体の物質的基礎にほかならない。この共有山林がどのように管理利用されていたかから検討してゆこう。

明治6年9月に「村中規定調印帳」(郷蔵所蔵)が作成されている。これが作成された経過を明らかにしえないが、この「村中規定調印帳」の全文を先ず示して考えてゆきたい。

明治六年

村中規定調印帳

九月 南真志野村

規則書

- 一、御布告之条々皆相守可申事
- 一、改定律例之条々御説諭被下一同承服仕候
- 一、郷林尽木相成要之橋木並川除道具等ニ差支候ニ付今般山法改正仕候右場所立入規定ヲ背伐木致候者ハ速ニ差押罪金五円取立可申事  
 而テハ伍長先立ニテ毎戸ヲ毎巡戸可致事
- 一、山番之儀ハ式人宛低物等持参不致番号順ヲ以登山可致事  
 但シ心得違之者有之罪金取立候節ハ山路繕入費並橋木代価等ニ仕払可申事

の罰則(第八條)および「落栗山之口之義」の日時、罰則に関する規定(第十條)はそれを示すものとして理解しうるであろう。

生産・生活の基盤的条件を維持改善するために不可欠な山は、共同労働によって、はじめて維持・利用される。「界焼切払野火消山道作」(第九條)あるいは「栗植付」は「村中出払」の共同労働である。また「川除荒水留」という村落の基盤的条件を維持する労働も、村落共同で、内山、外山の木材を用いて行なわれる。自家用に青草を刈り、薪炭に山林を利用する個別的利用も行なわれるにせよ、個別的・私的利用は村落の共同利用を侵さない限りで許されるのである。したがって盗木、「山明触レ前入山」は厳しく取り締まられる。外山、内山ともその管理には山番、山見番が当たる。内山の山番、外山の山見番は各々2人で各戸順に担当する。内山の場合には山番が「低物等持参」することも禁じられている。村落の維持に必要とされる共同労働、山番、山見番のような村仕事を負担しえない場合について特に「規則書」では罰則は規定されていないが、これは、村落全戸の参加が規範として確立されていることを示しているものといえよう。しかし實際上、共同労働に参加しえない場合には、不参金を伍長惣代に納めていることが「伍長惣代口誌」から知られる。明治10年代で12銭から15銭で、通常の日当に等しく、その金銭は出払時の酒肴料として用いられることになっている。

以上のような内山・外山の利用目的、利用形態より次の如き罰則が規定される。内山という南真志野村落単独の所有にかかる山林では「伐木致候者ハ速ニ差押罪金五円取立可申事、附テハ伍長先立ニテ毎戸毎巡戸可致事」(第三條)と定められており、明治六年当時としてはほぼ米一石の代価に匹敵する極めて重い罰金に加えて、伍長を先立にして村落全戸に詫言をいれなければならないという罰が、事実上五戸組長の連帯責任のもとで加えられるのである。罰金は「山路繕入費並橋木代価等ニ仕払」こととされている。規定を背きながら罰金を払わず、また詫言を入れぬ場合に、どのような措置を村落として講ずるかについては特に規定されていないことも、実は村定の規範の強さを示すものと考えられるのである。

外山の罰則については一つは「規定ヲ破り候者ハ天保年中定之通り入用其者身賄之事」(第七條)という費用の弁償が規定されており、植林した栗を盗木した場

合も「植付入費其者ヨリ取立」(第八條)ることとなっている。ここで「天保年中定之通り」といわれているが、それが明文化されたものであるか否かは明らかではないが、天保年中に長岡村との入会山の利用について「定書」が長岡村名主と南真志野名主との間に改めて取りかわされていることからみて、天保年中に外山の利用について村中でも何らかの取り極めがなされなければならない事情が生じたものと考えられる。

外山に関するいま一つの罰則は「山明触レ前入山之者ハ壹ヶ年山留之事」(第十條)という規定である。先の費用弁償に対し、山留は外山利用権の停止である。村落秩序への違反・村落の規範を破ることへの処罰は権利の一年間にわたる停止という村落共同体的規制であって、これは山野の私的・個別的利用に対応する処罰形態であり、したがって山留は個別農家の経済的、生活上の再生産に大きな支障を与えるものであったといえるであろう。

しかし内山・外山の利用の個別農家にとっての経済・生活上の具体的機能は「村中規定調印帳」によっては明らかにしえないし、また、これを個別農家において明示しうる資料はない。しかし南真志野農家の山林原野の私的所有状況は、共有林への依存の状態を推察させるにたるものである。明治9年、南真志野農家の山林原野私所有状況を見ると、174戸中無所有41%、1反未満46%と無所有か1反未満山林所有によって占められており、他方1町以上を所有するものも3戸に過ぎないがうち2戸とも寺であり、竜雲寺は6町8反、善光寺は4町1反の所有であった。他の1戸は製糸家関初平であるがこれも1町の所有に過ぎない。従って南真志野では、山林の私的集中はほとんどみられず、また山林利用はほぼ全面的に内山、外山に依存していたものといえる。私的林野所有は明治21年には9年に比し減少しているのであって、それは竜雲寺に示されるように開墾され主として桑畑に転換されたのである。これよりみて、明治10年代における内山・外山への依存の比重はより一層強められたとみるべきであろう。

明治6年「村中規定調印帳」の規則書に示されるように村落の共同労働、林野の共同体的所有が個別農家の維持再生産に不可欠の補完をなすものであるとするならば、村落山野利用秩序、共同労働に対する規範は現実的にも機能していなければならない。ここではま

ず内山に関する規定がいかに現実的に機能していたかを「伍長惣代日誌」に記されている違反事件によって検討してゆくことにするが、それに先立って、明治10年11月さらに改めて作成された「村中定約調印帳」を検討することが必要である。その全文を記せば以下の如くである。

「明治十年

村中定約調印帳

十一月 旧南真志野村

南真志野持郷林之儀ハ橋木並堤防川除其他緊要之為メニ備具スルモノニシテ妄リニ伐採致間敷廻往々心得違之者有之ニ付既ニ明治六年九月共有一同協議之上規則ヲ定メ爾來保存候処猶一般ノ情態ヲ酌量シ一同審議確定スル左ノ如シ

第一条 南真志野郷林ト唱フルハ字南本道ツカホ北俣三俣秋葉山城平山笹原古御社宮寺本通山神林御柱山火葉穴山ヲシ山スミノ木堂ケ入十二ヶ所ニ候事

第二条 郷林之儀ハ惣代ヘ委任シ百事担当可致事

第三条 郷林之草木ヲ妄リニ伐採スル者ハ原旨ニ付リ自ラ其功ヲ失フ儀ニ付共有仲間ヲ除クヘキ事

第四条 山番之儀ハ番牌ヲ以テ順戸ニ到達シ一日ニ付二人宛出夫可致事

第五条 第三条ヲ犯ス者ハ速ニ差押惣代ヘ申出惣代之ヲ起功惣代ヘ稟議シ規則之通取計可申且又該事件ニ付関係ノ入費ハ共有一同ヨリ集取可致事

第六条 山番之者依怙ヲ抱キ伐採ノ族ヲ見逃ス事後日露顯ル時ハ其責同根タルヘシ

第七条 第三条ヲ犯ス者先非ヲ悔ヒ只管相詫ルニ於テハ兩惣代一同熟議之上適宜之ヲ解ク事アルヘシ但シ該事関係ノ入費ハ悉皆償却スヘキ事

右之通確定致候也

明治十年十一月

(諏訪市湖南区南真志野郷蔵所蔵)

以上のように明治10年の「村中定約調印帳」は南真志野持郷林利用規定につきており、明治6年の村定に比し、一段と規制が強化されている。これを作成した意図はその前文によれば、「妄リニ伐採致間敷廻往々心得違之者有之ニ付」共有一同審議して作られたものであり、違反に対する罰則・管理の強化にあったといえよう。明治6年の村定と比較すればその相違点は次の通りである。

先ず郷林の区域を第一条で明確にし、第二条で惣代による郷林の管理権を確立し、第三条以下は管理およ

び処罰規定となっている。山番については番牌を持って順戸に二人ずつ担当することになっており基本的にはその方法に変化はないが(第四条)、山番の者が違反者を見逃すときには「其責同根タルヘシ」(第六条)と山番の義務遂行と責任について新たな規定が設けられたのである。罰則については、「妄リニ伐採スル者ハ」共有仲間を除くことと規定され、共有林の私的、個別の利用は事実上強く制限されたのである(第三条)。そして共有仲間への復帰が認められるのは「先非ヲ悔ヒ只管相詫ルニ於テハ兩惣代一同熟議之上適宜之ヲ解ク事アルヘシ 但シ該事関係ノ入費ハ悉皆償却スヘキ事」が果された場合であるが、明治6年村定のように伍長を先立として毎戸に詫びるという規定はなくなっている。そして「先非ヲ悔ヒ只管相詫ル」という規定の相手はさしあたって、内山の管理責任者である惣代であると考えられる。

以上の如き改定がなされるにいたったのも村中定約調印帳に記されているように「往々心得違之者有之ニ付」であったとするならば、どのような違反が明治6年から10年の間に、誰によって、何回ぐらいなされたか、それに対し、どのような措置がとられたかは村落共同体的規制の強さを具体的に示すものであるが、この間の伍長惣代日誌等の資料を欠くため明らかにはしえない。しかし、明治10年の「村中定約調印帳」に署名捺印しているのは166戸あり、さらにその最後に、藤森某と池田某の2名が別書されており、その2名が共有仲間から明治10年に盗木したことによって、除かれている旨の但し書がある。そして但し書によれば、藤森某は明治13年に始めて復帰が認められ、池田某はその時点でもなお除かれている。この盗木事件が生じたのが明治10年3月であり「調印帳」が作成されたのは11月であること、そしてそのうちで、郷山の範囲を明確にし、罰則が強化されたことからみて、この事件を直接的な契機として作成されるにいたったものと考えられるであろう。

この事件については明治13年3月14日付原伴三の惣代日誌に次のように記されている。これは伍長集会の記事である。

「一 今度集會之件タルヤ明治十年中南本道北入村持林江〇〇〇〇兩人盗木ニ立入差押ハ既ニ其筋出訴及其事末右兩人不法中張連々罷至候処右〇〇ナル者ハ弥以テ改心致今般山見ノ例ニ加リ度趣ヲ善光寺住職本田觀空ヲ以テ願出候ニ付其趣ヲ其筋掛リノ惣代江談事ニ及ヒ又伍

長ヘ集議ニ附シ候処聊故障無之惣代ノ場ヘ為相任候ニ付其由立入人江モ報及候趣趣意金トシテ金六円差出シ申候也  
但シ〇〇義ハふ法ノ申分故郷林ヲ省ク事ニ決ス尤明治六年村中規約ニ依テナリ

この日誌のみではなお不明の点があるが、この事件で明らかと思われる点は次のことである。藤森某、池田某の両人が盗木したといわれる時点は明治10年3月であるが、それ以来両人のすくなくとも内山利用権は停止されていたのである。すなわち、明治6年「村中定」には内山の山留は明記されていないが、改心し罰金を支払わない限り、権利は回復されなかったようである。次に明治6年定では伍長先立として全戸に詫びまわることになっていたが、藤森某の場合にはそれは適用されず伍長集会で復帰が承認されている。池田某にあっては、明治13年でも「ふ法ノ申分故郷林ヲ省ク事ニ決」している。したがって、明治13年には外山と内山の権利は分離されており内山での違反に対する罰は外山に及ばず、また外山についても同様であったといえる。しかし内山の利用権の停止あるいは剝奪は明治6年には定められてはいないにも拘らず「尤明治六年村中規約ニ依テナリ」と記されている意味は明らかではない。

さて、藤森某、池田某の盗木の件については、「不法中張」り、紛糾していたものであり、日誌によっては「不法」の意味が明らかではない。しかし、内山利用権が事実上3年にわたって停止されたとした場合、それにも拘らず、紛争を続けていたとするならば、内山利用の個別農家経済・生活上の再生産に果す意義は、必ずしも大きくはなかったものと考えられる。その場合、私的林野・耕地の所有規模によって共有林野への依存度は階層的に異なるとはいえ、藤森某、池田某とも田畑7~8反歩を所有し南真志野においてはむしろ中の上の所有規模に属している。しかし山林は兩人とも1畝以下で殆んど所有していないに等しく、したがって、共有林野への依存は高かったものと考えられるにせよ、その場合、共有林の個別的・私的利用において、外山の比重が高いとすれば、内山利用権の停止の意義も異なるであろうが、その点を明らかにしうる資料はない。

なお内山の利用権の停止が外山に対して及ばないとしても、その他の村落生活上の権利あるいは近隣関係・日常的つきあいの上ではどのような制約を与えたのであろうか。これについても明らかにすることは困

難であるが、村落における役職から全く排除されているか否かがその一つの手掛りを与えるであろう。伍長惣代日誌によって明治12年より18年までの各種役職を整理してみると、事件の当事者である藤森某は明治13年と16年に伍長を勤めていることが知られる。明治10年代には南真志野では伍長はほぼ毎年順戸交替に新分家は除かれる場合があっても全戸勤めているのであるが、輪番であるとはいえ、伍長の役職は、五戸組の責任者、代表者である地位であったと考えられるのであり、そうであるとすれば、伍長に就任することは、伍長の職が内山の問題とは別の要因によって定まるか、その問題に対して五戸組より支持されていたかが考えられるであろう。特に伍長が決定されるのは五戸組の話し合いで毎年1月の初めであることを考えると、藤森某が内山の件で和解するのは3月であったことから考えて、必ずしも内山の件が伍長就任の制約条件として働くか、あるいは近隣関係が「村八分」の如く絶たれるという作用を果すことを意味するものではなく、各種の権利・義務が分立してきていたことを示すものと思われる。これに対し、池田某はこの同じ期間には何の役職にもついていない。しかも池田某は明治13年に38歳という壮年であり、藤森某は22歳であったし、「壬申戸籍」によれば、池田某は名実ともに明治8年父の死後戸主であったとみてよいことから、彼が何等の役職にも就任しなかったことは、盗木時に藤森某が若輩であったのに池田某が壮年の戸主であるという差によるものか、内山の件以外の要因に基くものかはなお問題のあるところである。

以上の如く、共有林野規制の貫徹のしかたは明治10年代において、すでに個別的私的経済・生活を抱括するものではなく、1応は権利関係の分化を示しているといえよう。しかし、規制の事実上の受けとめ方は、階層によって基本的に異なるものであったと考えられる。

内山の利用に関する違反は明治12年より18年の間に、伍長惣代日誌で知られる限り1件を数えるに過ぎない。次にそれを例示してみよう。明治16年の関初平の「伍長惣代日誌」には次の如く記されている。

「七月十六日

山道荒所檢分トシテ見廻ニ出頭致シ 古御社宮寺林ニ藤森〇〇妻〇〇立入り薪木ヲ切取打差留致シ

「七月十七日

昨十六日薪切取候件ニ付郷藏へ伍長伊藤善蔵殿へ村定通りヲ申談事候処、当人ニ申聞セ申訳無之ト申罰金五円ヲ差上毎戸へ伍長先立ニテ御託ニ廻ル事ハ御用捨被下度様当人伍長書面連署ヲ以テ御依頼及候也」

藤森某より差出書

「私妻〇〇義 明治十六年七月十六日 共有地字古御社宮寺へ立入薪三束伐取候処御差当蒙リ何共申訳無御座候旨 木員早速郷藏へ差出 其上耕地規定通り違約金五円也差上候間 伍長先立毎戸御託ニ回り候義ハ御用捨被成下候様 御口成被下度伍長連署ヲ以テ御依頼及候也  
明治十六年七月十七日

南真志野耕地伍長惣代御中

「七月二十六日

右前件ノ義伍長中へ談事致 毎戸へ御託廻ル処ハ用捨致候ト相成候

以上のように此の件は直ちに落着している。規定通りの罰金五円も7月20日伍長を通じて、惣代関初平に預けられており、ただ伍長先立で毎戸詫び回することは免じられている。この事件では村定に藤森某は不服なく従っているようであり、違反が惣代4人による山道検分の際に発見されその事実を動かすことが不可能である状況が、この事件の落着を容易にしたとも考えられるのであるが、この藤森某にあっては田畑2畝、山林1畝を所有するに過ぎず、村落内の地位は低く、また共有林への依存が強かったことも村中定への服従を促したように思われるのである。しかし、この事件が藤森某の村落生活に大きな制約を与えるものではなかったものと考えられる。すなわち藤森某は明治12年と15年とに伍長を勤めているが、この事件の翌年、「減約協議人」となっている。減約協議人については後述するところであるが、彼の一家の日常的村落生活に対しては、このような役についていることから著しい障碍を与えたとはいえないであろう。

以上の如く、内山利用に関する違反に対する処罰の貫徹の仕方は、内山の問題は、それ自身として限定的に処理され、その処罰は一応他の権利に及ばず、各種の権利・義務が分立してきていたことを示すものと考えられるのである。その場合、村落内の平和の維持という恩情的思想が、作用していることを否定

するものではない。池田某のように処分に服さない場合であってもその他の村仕事、例えば定例の道作りには従事しており、あるいは「大神宮初穂料」を五戸組の一員として納める等の村落の日常的生活が保たれていた。しかし、内山の共有仲間から除かれたとしても、内山の私的利用から完全に排除されていたものか、あるいはこのような場合に「マキ」がどのような機能を果たしたかは明らかではない。

ところで藤森某、池田某とも、明治10年以降において、藪を村落内の製糸家金子長内に売っていることが長内の「大宝恵」によって知られる。さらに池田某は明治11年12年には長内に4円を貸しつけており、16年には20円を借り受けるという貸借関係を結んでいる。このことからみれば、例え内山利用から排除されたとしても、私的経済活動が可能であったし、またそれを可能とするような小商品生産基盤が形成されてきているといえるであろう。特に池田某の父は4間3尺の船で運送業を営んでいたことが明治7年の「運送船御検印願」(南真志野郷藏所蔵)によって知られる。南真志野で船による運送業を営んでいるのは池田某の家以外1人のみであるが、どのような営業内容であるかは知ることは出来ないにせよ、このような活動は村落共同体的規制を軽からしめる一因をなしていたといえるであろう。

3

外山に関する利用、規制については前掲の明治6年「規則書」に規定されているが、外山は伊那郡、諏訪郡にまたがり、南北両真志野ほか十数ヶ村の入会で、各村の利用関係は複雑に入り組んでいる。入会関係それ自身を考察することは別稿に譲り、ここでは明治11年官有の沙汰を蒙ってより、入会山の民地への引直し運動が展開されるが、その過程で生じた伍長・伍長惣代引き直し事件を通じて、南真志野村落の支配＝権力構造の一端を明らかにし、特に「自由」の意味を把握しようとするものである。

外山の入会関係は、大筋としては入会山の支配進退を領主より承認され、山手米等の小物成の納付の責任ある地元村と、地元村の支配を受け山の利用が認められる枝郷との関係として把握しようであろう。南北真志野は諏訪郡内日向入、青山の約2800町歩の山林秣山の地元村であり、枝郷としては有賀、文出、小川、下金子、上金子の旧村々であった。この入会関係は旧文

出、小川村については刈敷、草類を除いて入会であるが旧有賀村については刈敷は許しているが「地元村ヨリ一日下り入山ノ事」(明治14年10月「約定書」第1条)であり、地元村と枝郷との関係では入会山の取締り等は「旧規ニ慣ヒ都テ地元村ノ負担タルヘキ事」(同上第3条)と定められており、「取締等」には租税公課の徴収、入会山維持に必要とされる経費の徴収が含まれており、その勘定は地元村の惣代が取りしきる。

租税公課は地元村と枝郷との権利の差異にも拘らず、戸数、段別、地価によって総経費を案分するのが地租改正後の通例の方法であった。明治11年外山が官有に編入されたとき、入会全村が集会して、民地引き直し敷願をすすめるための約締書を作成しているが、それに必要とされる費用の負担は次のようである。

「明治十一年

日向入  
青山 約締書  
日陰入

四月十八日 南真志野持」

「右字日向入日陰入青山三山之儀今般官有地編入之趣御達ニ付伊那郡入会村々トモ協議ヲ遂ケ民有地へ引直シ宝永年度裁許状ニ帰シ其他規約ヲ相守人民一同安心相成候迄敷願可調ト相決候ニ付締約之条件左ニ

- 一 廳願出頭ノ村吏総代往復之際都合ニヨリ歩屯大召連候事
- 一 出廳惣代日当之儀ハ伊奈各村ト決定ノ通りニテ自分賄之事 但松木支應簿在往返トモ四十銭  
出取往復五十銭簿在四十銭
- 一 定員之外出廳費并ニ地元惣代日当者都テ従前之通一統江賦課候事 但シ枝郷惣代出頭日当  
一統江賦課候事
- 一 右之外此事件へ関スル内外之耗費前頭之反別戸数賦課出金候事  
但シ賦課法ハ反別六歩ト戸数四歩ノ事
- 一 日向入青山へ係ル常用ノ入費ハ従前之通り地元村負担候事

前頭之通一同協議之上確定仕候依テ地元枝郷規約連署如件」

(南真志野郷藏所蔵)

このような約締書を定めて民地引き直し運動を開始するのであるが、地元村である南北真志野は枝郷を入会山の共有権者として認めず、所有権者は地元村のみであるとして請願を行なったことに端を発して紛争が生じたのである。すなわち、民有地引き直しが成功し

た場合に地券面に枝郷村名を共有権者として記載するか否かの問題でありこれは官民有区分を契機とする深刻な権利紛争であって、この紛争は明治17年まで続き、特に明治15年、16年には枝郷村々は結束して租税、民地引き直し運動経費の地元村への負担分の納入を停止し、ここに地元村は、租税負担およびこの紛争の裁判費用に加えて、民地引き直しのための運動費用を全額負担せざるをえなくなり、それが南北真志野村民に大きく賦課されるにいたり、ここに明治17年1月に惣代日当引き下げが問題となるのである。そして明治17年3月には地元村は枝郷に対して大きく譲歩してこの紛争の解決をみるのであるが、それは共有権者として枝郷を地券面に記載することを無条件に認め、また入会山利用の枝郷と地元との差異は消えるにいたったのである。この大きな譲歩は、枝郷村々の地元南北真志野に対する強い抵抗と、伊那、諏訪郡において、入会関係をもつ地元村が、枝郷の共有権を認めてくるという周囲の情勢も南北真志野に譲歩を強いる大きな要因であったし、また枝郷の協力なしには民有地引き直しの実現の可能性が弱められることも明らかであった。しかし、それに加えて、南真志野村落内における負担の増加に対する村民の不満の増大は無視しえなかったと思われる。

村民負担が紛争過程でどれほど増加したかを明らかにしうる資料には欠けており、また伍長惣代日誌によっても費用は断片的に記されているのみなので、惣代日当の引き下げ問題のみをここでは取り上げることとする。

関初平の「伍長惣代日誌」によれば、明治17年1月22日に伍長集会がもたれ、そこでは「山野掛リ惣代式名ヲ選挙及是迄日当引下事ヲ伍長一同江協議致シ何レ日当之義ハ北耕地江談事ノ上御取キメ被下ト申返リ常用日当ヲ十五銭ニ下被下ト申外日当ハ承知致シ」と記されている。

このように、日当の引き下げが協議された5日後の1月27日に、伍長代理8名が初平のもとに来て、「今般金員不融通ニ付耕地一同協議ノ上節換ヲ行」いたくそのために減約協議長、減約協議人として「左ノ人員へ依頼致シ是ヨリ郷藏ニ於テ協議致度」と申出があり月番惣代初平はこれを許している。そして27日28日両日にわたり協議が持たれており、28日には次のように記されている。

「右協議長及協議人山野惣代伍長惣代中郷藏ニテ

集議決定候也

左ノ分ハ決議行届ス候也  
 一金 拾 銭 耕地常用日当  
 一金 拾五銭 上諏訪行日当  
 一金 弍拾銭 伊奈行日当  
 一金 五拾五銭 長野行日当  
 一金 八拾銭 東京行日当  
 右筆紙墨ヲ除ク外日当渡切

右ノ条々減約協議長八名者ニテ北耕地江協議ニ掛ケ北真志野一同協議上合其御談事ニ相決シ

このような経過で日当引き下げが問題となるが、日当の件は、外山に関する事務、他村との折衝、松本、東京等への出張が大部分であって、同じ地元村である北真志野の同意を得なければ、南真志野単独では決定しえないところであった。北真志野との協議に減約協議長が出向くことに決定されるが1月30日には南真志野内の四十戸組の1組である五番組では「山野及伍長惣代日当儀ハ伍長惣代ニテ北耕地へ掛合ノ上北耕地ト同等ニ頼度ト申出」が関初平にあり、五番組を除く六番・七番・八番組の減約協議長3名が惣代として北真志野惣代に協議におもむくことになる。その3名の申出に対し北真志野惣代は、彼等が北真志野耕地の伍長中と「談事致事ハ不相成候」と断り、ここに減約協議長の代理2名が31日に初平のもとに来て「耕地惣代中ヨリ北耕地惣代方へ御掛合被下度」と申出があった。この申出が、日当の引き下げを北真志野惣代と相談してくれという依頼であったか、減約協議長が北真志野の伍長中と協議しようように北真志野惣代に掛合ってくれという依頼であったか、何れであるかは「日誌」の文面からは明らかではない。しかし減約協議人が北真志野の伍長中と協議をもったという記事は日誌には見えず、減約協議人の意図は不成功に終わったようである。

以上の経過で、注目すべきことは、減約協議長および協議人という組織がつくられたことである。村落内の行政は、伍長惣代——伍長という村落自治・行政組織によって処理され、伍長集会在村落上の問題の決定の場であり、日当の件もはじめは伍長集会上で協議されたのである。しかし、減約協議組織がつくられ、伍長が取扱うべき問題である日当の件を取上げたことは、先にも述べたように、外山入費の負担の増加に対する不満が惣代日当の引き下げという形をとってあらわれたものとみることができるのである。

減約協議組織の構成は、南真志野の四つの四十戸組、五・六・七・八番組から各々2名の協議長が決められ、また、協議人は五戸組からは1名あて定められるというものである。そしてこの協議人は、伍長と同一人物である場合と異なる場合とあるが、協議人29名中伍長と異なるのは15名であるが、いずれにせよ、従来の村落組織を母体にはしているが、村落内の問題を協議する組織が伍長・伍長惣代とは別に新たにつくられたことは、明治10年代に伍長惣代日誌による限り、初めてのことであり、かつ、それは若者組のような特定者の組織ではなく全村落の組織であった。したがって、この組織は当然に伍長役の権限をおかすこととなる。この組織が「減約」を目的としてつくられるにいたった理由の一つには、惣代日当15銭を認める伍長に対する不信があったものと考えうるのである。

このような日当引き下げの問題が生じているとき、さらに次の事件が生じている。

二月三日 朝

けんやくニ付無尽ユウズ講諸講五ヶ年之間休会 若一休会無之者耕地惣代けんやく惣代無尽セ話人ハモチロン会宿迄

月 日

スダクコウ日当直下ノ事

惣代村中

右之通ハリガミ旧西沢辻ニ有外巻枚原三左エ門下石ガケニ有枚郷蔵前ニ有メ三枚有之ニ付

惣代関初平と原伴三は戸長役場へ届出で、このことを「儉約惣代(減約協議長)へ沙汰ヲ致シ郷蔵へ呼出シ右貼紙有之云々風聴致ス」(原伴三「惣代日誌」二月三日)

すなわち、この貼紙は儉約惣代に対しても無尽の休会を要求するものであり、このほか小学校の維持に必要とされる資金問題が明治15年より生じていたことから、学校惣代の日当値下げを要求したものであり、松方財政の村段階への滲透のあらわれと見ることができよう。この犯人の探索は2月6日の伍長集会によって惣代にまかせられることになる。

この貼紙事件に続いて、2月6日には、南北真志野惣代相談の上、常用日当は12銭に引き下げることになる。一方、協議長は協議人を伍長に引き直す事を2月11日に伍長惣代に要求する。すなわち協議人が伍長を兼ねるようにしようとしたのである。これに対し、2月13日の伍長集会では「減約末日当ノ値下ノ儀ハ伍長

ニテ御協議致度ト談事致今一度協議長へ照会ノ上頼度申候」と初平の日誌に記されている。そしてこの日に出席した伍長が協議人に「引直シ相改り」、減約協議長の意図するところとは反対の結果になったのである。

2月16日、六・七・八番組の協議長6名は、関初平に「六番七番八番伍長金子六之丞原磯弥兩人除クノ外伍長弍拾弍名伍長惣代不行届角有之ニ付是ヨリ伍長ヲ免笏致スト申此向ヲ外弍名江伝ヘル様ト申返リ戸長役場ヨリ御達シノ調モ相受ス被返タル」。もっとも「不行届角有之ニ付」ということが具体的に何を意味するかは初平の「惣代日誌」からは確定しえないが、前後から察すれば協議人を伍長に引き直さなかったことを指すものと考えられる。この申出に対し、惣代3名は直ちに戸長役場に辞職を願出にいたるのである。

以上のように惣代日当引下げに端を発し、伍長惣代引き直しにまで発展したこの件は、戸長役場の書記を勤める金子政治が仲裁の労をとり、2月20日に金子政治の「立入ニテ耕地一同協議行届」くにいたった。それは山野及常用日当が以下のように改正されたことを意味する。

「一金 拾 銭 在村日当渡シ切  
 一金 三 拾 銭 上諏訪行伊奈行日当渡切  
 一金 五拾五銭 松本行本県行日当渡切  
 一金 八 拾 銭 東京行日当渡切」

以上の日当では、常用在村日当、上諏訪・伊奈行日当は減約協議人の要求するところより高いが、長野・東京行日当では同一となっており、総じて2~3割、切り下げられて、一応この問題は落着をみるにいたり、伍長及び伍長惣代の引き換えは行なわれなかったのである。

一応、日当の件に落着をみた四日後にさらに前記の貼紙と関連あると思われる事件が発生している。

二月二十四日 朝

耕地郷蔵鍵前江炭ヲ入つとわらに附木巻さき相派有之外ニ原三左衛門北、角やぶニモ同段  
 右ニ付惣代至急郷蔵へ集会大至急伍長へ集会ふれヲ致シ

すなわち、減約協議長が日当問題のみで、「協議行届」いてしまい、無尽の休会、あるいは学校日当の値下げが取り上げられなかったことに対し、焼払いが計画されたものといえる。しかし「包火」に実際火は点じられていなかった模様であり、それは単なる威嚇であったと考えられる。惣代関初平は貼紙および包火の

件につき、上諏訪警察署に出頭し、探索方を依頼するが、犯人が発見された記事は日誌には記されていない。

以上のような日当引き下げをめぐる内紛と貼紙、包火事件は、明治10年代中葉における貧窮化の南真志野村落における貫徹現象とみることができるのである。すなわち「金員不融通」が、無尽の継続を困難にする者を増加させ、かつ、それに加えての入会をめぐる紛争による経費、租税公課負担の増加、学校維持費の捻出という問題を通じて、日当引き下げを目的とする全村落の組織がつくられ、一方、より窮迫しつつある村民が無尽休会を要求するにいたったものといえるであろう。この事件を通じて明治10年代における南真志野村落は次のように考えられる。

既述の如く、明治10年代の南真志野村落の行政・自治組織は、各四十戸組を母体として選挙される惣代4名と五戸組から毎年ほぼ順戸に決定される伍長によって運営され、必要に応じ、例えば山の問題が生じたときには増惣代として山惣代が2名選挙され、あるいは7年目ごとの諏訪御柱祭には諏訪掛り惣代が伍長集会または選挙を通じて決定される。また明治10年代においては、戸長役場を頂点とする行政組織の一環として、村会議員、学務委員(学校惣代)、衛生委員が選挙あるいは任命され村落組織の分化がすすむ。しかし儉約協議長一協議人という組織は戸長役場からの達しによってつくられたものではなく、また儉約協議長(儉約惣代)は村落内の選挙によって決定されたものでもない組織であり、既存の村落行政自治組織に対し、儉約という限定された目的をもつにせよ、全村落的な財政に関与する組織がつくられたことは、村落内部の負担をめぐる対立に起因しながら、村落内部に目的別の組織が対抗的に形成されてきたことを示している。村負担への関与は、明治10年代においては比較的上層に固定化されていた村の役職、特に伍長惣代へ就任する階層への対抗を意味し、かつその固定性を揺り動かし、明治30年代の区会開設問題への緒をひらいたものといえる。

儉約、日当引き下げのこの組織の中心となったのは六、七、八番組減約協議長(儉約惣代)6名であり、そのうち1名は伍長惣代、村会議員の役職を勤めたことのある者であるが、他は有力な役職には就任したことのない者であった。又明治9年、21年の田畑所有規模からみると1名を除くほか、南真志野における中以下の所有規模層にあるものであった。これらの者が伍長惣代および伍長引き直しを伍長惣代関初平に直接掛け合

明治10年代における養蚕・製糸村落の構造

い、惣代が直ちにその旨を戸長役場に届出て辞任の意を表明していることは、明治前期において比較的上層に固定化されていた伍長惣代の役職の独占に動揺が生じてきたことを示すものであった。そして、伍長惣代をはじめとして山惣代、神社惣代、壇家惣代<sup>(1)</sup>の各村落内の役職を担う層はこれ以降徐々に拡大される。それは繭を中心とする商品生産の展開と製糸労働市場の拡大が、農家経済の自立化を押し進めてきたことを底流とするものであったと考えられる。他方伍長惣代役には製糸家である関初平や金子長内が、そして副戸長にも製糸家関利右エ門が度々就任しているが、明治14年の横浜生糸預所事件を乗り切った明治10年代後半には製糸経営規模を急激に拡大し、製糸家の繭購入、労働力備入れ地域は諏訪郡地域をこえ、地元村落への依存度を相対的に低め、役職の上では、彼等は村落段階から湖南村、さらに郡段階へと上向してゆく基盤を築きつつあった。伍長惣代を担う層の、製糸家にみられるような性格の変化は、伍長惣代という役職の村落的な意義を総じて減じ、したがってまた伍長惣代免職要求にも直ちに応じようとしたものといえるであろう。

伍長惣代という役職は、明治5年の戸長役場制度という国家の地方行政の末端組織が整えられてきたとき、戸長、副戸長に連なり、村落行政を担当する役職として、五戸組、四十戸組を母体として選挙されるものであり、その役職は同時に村落自治組織の管理者、代表者であったが、形式的には国家の地方行政制度の変更によって変化するものであった。明治17年の伍長惣代引き直し事件は役場書記の仲裁によって、旧に復するが、翌18年には湖南村、中洲村連合戸長役場がつけられることによって、伍長惣代は廃止され、南真志野耕地には2名の耕地惣代が置かれることとなり、事実上伍長惣代は4名から2名に減じ、さらに明治22年の市町村制施行により南真志野区に区長1名が設けられるようになるのである。したがって明治17年の惣代日当引き下げに端を発するこの事件は、村落内部における伍長惣代の地位が、商品生産の発展と村落における中層の経済的自立化の過程で、相対的に低落するとともに、村民負担の増額を契機として、揺り動かされ、かつ国家の末端行政上の役職としての地位も変化しつつあったことを示すものといえるであろう。その変化は伍長惣代の行政的側面は区長によって担われ、自治組織・共有財産の管理は主として「山惣代」が担当するという分化が進行することを意味する。しかし明治10年代は自治組織、共有財産の統轄者たる伍長惣代の地

位が、さらに入会山の官有という衝撃によって脅やかされた時期でもあった。その衝撃は共有林野の旧米通りの統轄者という伍長惣代より、民有への引き直しのための諸活動、すなわち県庁役人との折衝、弁護士への依頼、歎願書の作成、訴訟手続き等の為の新しい知識、能力の所有者である伍長惣代へという伍長惣代の変化を促したのである。そして、明治27年民有地への引き直しが成功し、山林の用材村としての価値が増大してくるに当たって、南真志野では山惣代が村落の最も有力な役職になってゆくのである。

明治10年代の南真志野は、入会山の官有、地方行政制度の変更、繭の商品化および製糸業の展開によって、村落の政治・経済構造に一つの変動が生じてきているものといえよう。それは伍長惣代担当層の独占が動揺しはじめ、また伍長惣代の職務自体が官有を契機として変化し、また伍長一伍長惣代に代って全村落的な儉約組織が一時的にせよつくられたことに集約的に示されるものであった。このように村落の政治・経済構造に変動が生じてきているとすれば、なお既述のように個別農家の生活上、経済上の維持再生産に村落共同労働を必要とし、それゆえ内山・外山利用にみられる村落共同体的規制が存在していたとしても、村落共同体的規制が、製糸女工の異動や繭販売関係を村落内に限定するという作用を果すものではなかったと考えられるのである。すなわち、明治10年代にみられる製糸労働力の激しい異動、繭販売関係にみられる非固定性は、簇生する製糸マニファクチュア間の競争を基軸とする製糸家と労働力・繭販売者との自由な関係を示すものであって、その関係は村落共同体的諸関係によって規制されるというものではなかったであろう。内山で盗木し、内山の利用権を停止された2名の者も、その間村落内の製糸家、金子長内に繭を販売していることが「大宝恵」で明らかであり、利用権停止が養蚕経営あるいは繭販売に影響を及ぼしている資料は見出せない。

伍長惣代の免職を要求されたこの事件の当事者関初平と減約協議長、協議人との関係は、繭販売関係に因しては、本事件のおこった明治17年においても特に変化はみられない。すなわち、明治17年は関初平の経営が大きく拡張された年であり、地繭の購入量は前年に比し3倍弱に増加し、また南真志野の農家で関家に繭を販売した者は前年の17戸から32戸に増加している。この農家には減約協議長2名が含まれており、翌18年

明治10年代における養蚕・製糸村落の構造

には4名が販売関係を結んでおり、19年には2名であって、その人員構成は毎年変化しており、そのことは明治17年以前と同様であって、とりたてて変化を見出すことは出来ず、減約協議人についても同様の傾向である。したがってこのような事件は繭販売関係には何

ら影響を与えなかったものとみられるとすれば、それが、村落内の平和の維持という思想がたとえ作用していたとしても、「自由な」販売が、明治10年代には貫徹していると考えられるであろう。

注(1) ちなみに天保十三年「定書」を示せば次の如くである。

天保十三壬寅年  
定書  
定

- 一 往古双山之儀元禄年中争論宝永元甲申年御裁許御絵図而被下置入会一統永相守有之処年曆嵩至而近年勝手次第義所々江相見江候=付此度地元陸合相改右之通
  - 一 白木類
  - 一 泊り山小家
  - 一 新切
  - 一 切添
  - 一 立添
  - 一 立林
  - 一 籠築炭焼
  - 一 板口
  - 一 新道
  - 一 石灰
  - 一 伐置
  - 一 山口前録留
- 右一点下之数々条先規之通可相守依而仕来如件

長岡村

名主

南真志野村

名主

(2) 大淵英雄「明治初期における五戸組」(三田哲学会「哲学」第44集, 1963年10月) 参照。

(3) 坂井達朗「氏子総代の性格と村落構造—諏訪市湖南・南真志野の場合—」(愛知大学文学会「文学論叢」第40集) 参照。